



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 雪 印 メ グ ミ ル ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 尾 啓 治
(コード番号 2270 東証第 1 部・札証)
問 合 せ 先 広 報 部 長 佐 瀬 修
(TEL 03-3226-2124)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 6 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の主な内容と目的

- (1) 経営環境の変化に応じて、経営体制を機動的に見直すことができるようにするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。また、これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。ただし、平成 26 年 6 月 26 日開催の第 5 回定時株主総会において選任された取締役の任期については、かかる任期の変更を適用しないものとします。そのため、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。
- (2) 平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することが認められる範囲が変更されたことに伴い、社外取締役以外の非業務執行取締役および社外監査役以外の監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結可能な範囲を変更するものであります。

なお、定款第 30 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 上記(1)の取締役の任期短縮に伴い、剰余金の配当等を取締役会決議により、機動的に実施することが可能となるよう変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

※ 現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

<http://www.meg-snow.com/ir/stock/>

以 上

【別 紙】

(下線部は変更箇所です。)

現行定款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 23 条 <u>1. 取締役の任期は、選任後2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 1. (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役または使用人であるものを除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 1. (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>第23条の規定にかかわらず、平成26年6月26日開催の第5回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成28年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。</u></p>

以 上